

中小企業庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案

中小企業庁行政文書管理規則（平成２３・０３・１５中庁第２号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後						改 正 前											
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準											
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）		保存 期間	具体例		事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）		保存 期間	具体例			
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）				20 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）	(1)～(5) （略）									
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）		20 年			・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）	(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）		20 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）				
		(7) （略）							(7) （略）								
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5) （略）				20 年 （保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書 （ 経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、重 要 が な い も の ） に つ い て は 30 年）	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）	(1)～(5) （略）									
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項二）		(6)官報公示 その他の 公布			官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項二）		20 年 （保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書 （ 経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、重 要 が な い も の ） に つ い て は 30 年）	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）						
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）				20 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）	(1)～(5) （略）									
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）		20 年			・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）	(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）		20 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）				
		(7) （略）							(7) （略）								
4	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1)～(3) （略）				20 年	・ 官報	(1)～(3) （略）									
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項 ト）		(4)官報公示			官報公示に関する文書（一の項 ト）		20 年	・ 官報の写し						

		(5) (略)	
5～13 (略)			
その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から 13 の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)
		⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年・官報
		(2) (略)	
15～28 (略)			
備考 (略)			

		(5) (略)	
5～13 (略)			
その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から 13 の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)
		⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年・官報の写し
		(2) (略)	
15～28 (略)			
備考 (略)			

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則（ 中庁第 号）
（施行期日）
第 1 条 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。